

農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視の結果【概要】

〔 勧告日：令和2年5月15日 〕
〔 勧告先：農 林 水 産 省 〕

調査の背景

- ◇ 農道・林道（総延長：約31万km）は、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラ
- ◇ その管理者は、国、都道府県及び市町村のほか、土地改良区や森林組合等の団体
農山村地域の高齢化や人口減少等に伴い、これらの団体における**維持管理体制の確保が困難となることが懸念**

⇒ 本調査は、農道・林道の維持管理の実態^(注)を明らかにし、**より効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネジメントの実現を図る観点から実施**
(注) 道路法上の道路とは異なり、農道・林道の維持管理は法令ではなくマニュアル等により規定



調査結果

【メンテナンスサイクルの確立】

- ・ 予算不足や技術力不足により、点検や修繕の実施に苦慮しているとの意見
- ・ 過去の点検・診断結果が十分に参照できない状態となっている例

【個別施設計画の策定状況】

- ・ 個別施設計画の策定漏れや不十分な記載内容の例
- ・ 県が市町村の計画内容を**確認・助言**している例

※ 個別施設計画：各施設の状態、長寿命化対策等を記載した中長期的な計画

【併用林道等の維持管理】

- ・ 併用林道上の施設について、国・市町村がそれぞれ点検を実施するも、その結果が共有されていない例

※ 併用林道：市町村等管理の各種道路を国有林林道に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として活用するため、市町村道等として取り扱うもの

【高速道路跨道橋の撤去等】

- ・ 施設の維持管理コストが負担となっているが、費用があい路となり、撤去に踏み切れないとの意見

勧告

- ・ 管理者の予算・技術力等の現状を踏まえた支援等の検討・実施
- ・ 点検等の記録・管理及びその活用の推進

個別施設計画の内容の適正化を図るための技術的助言の実施

複数管理者間における役割分担の明確化、情報共有の推進

- ・ 農道・林道施設の利用状況の把握
- ・ 必要性が認められなくなった施設の撤去等に向けた支援等の検討・実施

1 メンテナンスサイクルの確立

- ◇ 利用者や第三者の安全を確保した上で、インフラが必要な機能を発揮し続けるために、各管理主体において、「メンテナンスサイクル」（①点検、②診断、③修繕・更新、④情報の記録・活用）を構築し、継続的に発展させることが必要（インフラ長寿命化基本計画）



主な調査結果

1 点検・診断・修繕等の実施状況

- **予算不足・技術力不足**等を理由として、定期点検や修繕等の**実施に苦慮している**との意見あり
- ◎ 一方、**他部局等と連携して点検コストを縮減する**など、効率的・効果的な維持管理を実施している例あり

（推奨事例）

- ・ 道路橋（道路法の適用を受ける橋梁）と併せて、農道橋の**委託点検を一括発注**することにより、定期点検費用を削減
- ・ 県が市町村の定期点検に**同行して**、点検方法について**技術的助言を実施**

2 情報の記録・活用の状況

- 点検時の写真等が**記録されていない例**や、定期点検等の結果が路線の移管先に**引き継がれていない例**あり
- ◎ 一方、**過去の点検結果等を活用して**、施設の状態や損傷の程度等を踏まえた**メリハリのある点検等を実施**している例あり

（推奨事例）

- ・ 早期措置段階と診断された施設の点検頻度を5年から3年に短縮するなど、**機動的な見直しに活用**

勧告

- ① 各管理者の**予算・人員・技術力の現状**を踏まえた支援等を検討・実施すること
- ② 点検等により得られた知見の**一元的な記録・管理及び次期点検等への活用**を推進すること

2 個別施設計画の策定状況

- ◇ 「個別施設計画」とは、点検・診断の結果得られた施設の状態を記録し、その状態に応じた長寿命化対策（対策工法、対策時期、対策費用等）等を定める中長期的な計画
- ◇ 農道・林道における策定対象施設は、橋梁（農道:橋長15m以上、林道:橋長4m以上）、トンネル等

主な調査結果

● 個別施設計画の策定漏れや不十分な記載内容となっている例あり

(具体例)

- ・ 台帳に施設の記載がなかったため、当該施設の**計画策定に漏れ**
- ・ 管理する12橋梁について、その損傷状況が異なるにもかかわらず、**長寿命化対策の内容が全て同一**

◎ 一方、市町村が策定した個別施設計画の記載内容の不備について、県が確認し技術的助言を行っている例あり

勸告

個別施設計画策定の基礎となる台帳の的確な整備等を促すとともに、個別施設計画の内容の適正化を図るため、必要な技術的助言等を実施すること

【個別施設計画の記載例】

施設名称	完成年度	管理主体	当該路線名	施設名称	完成年度	集落コード
〇〇橋	昭和〇〇年度	〇〇県	〇〇川	広域農道〇〇地区	〇〇市〇〇町	

道路標示方書	昭和〇〇年度版	橋の等級(設計荷重)	1等橋	特記事項	緊急輸送路指定
--------	---------	------------	-----	------	---------

施設概要	施設の規模	橋長(支間長)	〇〇m(〇〇m)		幅員(車道幅員)	〇〇m(〇〇m)	
	施設の構造	上部工型式	鋼溶接橋 箱桁(鋼床版)				
			鋼製(使用鋼材)	塗装使用の有無	支承形式	落橋防止の有無	
		橋台工型式	控え壁式橋台	基礎形式	杭基礎		
計画策定目的	橋脚工型式	T型橋脚柱角型(鋼製)		海岸からの距離	2.2km		
	広域農道〇〇地区によって整備され、〇〇市が管理している〇〇橋は、〇〇年余り経過している。〇〇橋は、昭和〇〇年以前の道路標示方書に準拠し設計されたものであり、現在の耐震基準を満たしていないため、耐震化対策が必要である。また、一部損傷が見られることから、詳細点検実施点検結果に応じて長寿命化計画を策定する。						
調査結果概要	現地調査	本橋梁は建設後〇〇年経過しているが、大きな損傷も確認されなかったことから、比較的健全度高い橋梁であると考えられる。支承部に土砂堆積が確認されており、維持管理を行う必要がある。					
	詳細調査(点検)	下部工に比較的大きなひび割れ及び漏水が確認された。現在、橋台 橋脚にひび割れが確認されている。				判定区分	II
	劣化原因(推定)	下部工に確認された漏水は、伸縮装置の排水不良が原因と推測される。					
長寿命化対策概要	対策工法(案)	【老朽化対策】 下部工に確認された漏水は、伸縮装置の非排水化することが望ましい。 【耐震化対策】 現行の道路示方書に基づき、落橋防止構造を設置する。					
	対策時期(案)	【老朽化対策】 下部工に確認された漏水は損傷進行にもつながることから早期に対策することが望ましい。 【耐震化対策】 路線の重要度および他橋梁と比較して優先度を考慮の上、適時、耐震化対策を実施する必要がある。					
	対策費用(参考)	【老朽化対策】 伸縮装置の非排水化 伸縮装置補修工 〇〇千円 【耐震化対策】 落橋防止工(2基) 〇〇千円					
管理方法	老朽化対策として、伸縮装置の非排水化を早期に行い、定期的な点検および維持工事を適切に行うことで予防保全的に管理していくことが望ましい。						

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	……
対策費用(長寿命化) (百万円)										
対策費用(更新) (百万円)										
対策の内容/時期	定期点検	施工(建設費) 更新(更新費)					定期点検	支承交換		

長寿命化計画による効果

- 適切な補修を計画的に実施することで、橋梁の安全性を確保できる。
- 予算標準化により、厳しい予算制約の中で計画的な補修が可能となる。
- 年間で約〇〇億円のコスト削減となる。

※農林水産省資料から引用

- ◇ 「併用林道」とは、市町村等が管理する各種道路について、国有林林道に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として活用するため、市町村道等として取り扱うもの
- ◇ 併用林道の設定に当たり、国（森林管理署等）と市町村等は、併用区間、併用期間、維持修繕時の負担割合等を定めた協定（併用林道協定）を締結
- ◇ 定期点検実施主体や個別施設計画策定主体等については、国と市町村等がその都度協議



併用林道数
3,021路線(総延長:8,061km)
※平成30年度末時点

主な調査結果

- 併用林道上の施設について、国（森林管理署等）と市町村等とがそれぞれ点検を実施しているが、**点検結果が共有されていない例あり**
- 一方、一部の森林管理署においては、併用林道協定を締結している市町村に対し、**点検の実施状況等について情報共有を行うとともに、個別施設計画の策定主体について協議している例あり**

勧告

複数の管理者が関わる農道・林道施設については、定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進等を図ること

- ◇ 高速道路施設の維持管理に関する問題（点検未実施、施設の損傷等）が顕在化したことを受け、平成26年6月、参議院において、高速道路跨道橋の**点検体制の抜本的な見直し**等を行うよう警告決議
- ◇ 国土交通省は、平成27年1月、関係省庁に対し点検促進等を要請。また、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路橋（道路法の適用を受ける橋梁）については、社会資本整備総合交付金により、撤去を支援
- ◇ 一方、農林水産省の農山漁村地域整備交付金は、農道橋・林道橋の**単純撤去には活用できず**



高速道路跨道橋数
農道：129橋、林道：33橋
※平成26年10月1日時点

※ 国土交通省資料から引用

主な調査結果

- 社会・経済情勢の変化に伴い利用者が減少した**高速道路跨道橋の維持管理に苦慮**しているとの意見あり
(具体例)

- ・ 周辺地の耕作放棄地化に伴い利用者がほとんどいないと思われる高速道路跨道橋について、その点検時に、高速道路の車線規制等が必要となるため**費用負担が重く、継続的な定期点検の実施に懸念**
- ・ 高速道路跨道橋の維持管理コストが負担。**迂回路もあるため、撤去したいがその費用が高額で踏み切れず**

勸告

農道・林道施設の利用状況を把握するとともに、必要性が認められなくなったものについては、その廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施すること